

児童扶養手当

父子家庭の方の児童扶養手当の申請は11月30日までに

平成22年8月から、父子家庭の方も児童扶養手当の支給対象になりました。

児童扶養手当の支給を受けるためには、町へ申請（認定請求）が必要です。支給要件に該当している方は、平成22年11月30日までに申請してください。

7月31日までに支給要件に該当している方は、8月分から、8月1日以降該当した方は、該当した日の翌月分から手当が支給されます。（申請が11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。）

◆児童扶養手当制度の目的

父母の離婚などにより、父や母と生計を同じくしていない児童を養育している、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

◆支給対象者（父子家庭の場合）

- 次のいずれかにあてはまる児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童。心身に中程度以上の障害を有する児童は20歳未満）を監護し、生計を同じくする父に支給されます。
- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が重度の障害の状態にある

児童（国民年金の障害等級1級相当）

- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤母が婚姻によらないで生まれた児童等

※ただし、次の場合は受給できないことがあります。

- (1) 父や児童が公的年金給付（老齢福祉年金を除く）や労働基準法の規定による遺族補償等を受けることができるとき。
- (2) 児童が児童福祉施設等に入所しているとき。
- (3) 児童が父の配偶者に養育されているとき（配偶者には内縁関係にある者を含み、重度の障害にある場合を除く）。等

◆手当を受ける手続き

認定請求書に、請求者と対象児童の戸籍謄本と住民票謄本など必要な書類を添えて申請してください（必要な書類はお問い合わせください）。

◆手当の支給

手当は、知事の認定を受けると、認定請求した日の属する日の翌月分から支給されます。支払いは、4月、8月、12月の年3回、それぞれ前月分までが指定した口座に振り込まれます。

◆支給の制限

請求者の前年の所得により、手当の一部または全部の支給が停止されます。また、扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹等）の所得により手当の全部が支給停止になります。



◆手当の月額を目安（児童が1人で、請求者の税法上の扶養控除の対象になっている場合）

年間所得	給与収入	手当月額	支給区分
57万円未満	130万円未満	41,720円	全部支給
150万円程度	252万円程度	24,580円	一部支給
230万円以上	365万円以上	0円	全部停止

※年間所得・給与収入は請求者の場合のおおよその目安（参考値）です。

※一部支給の手当月額は所得に応じ、41,710円から9,850円の範囲です。

※手当月額には、児童2人の場合は5,000円、3人目以降は1人3,000円が加算されます。

◆問い合わせ先

こども課児童福祉係（保健福祉センター内） ☎【幕】54-3811

幕別町のホームページにも制度を掲載しています。

<http://www.town.makubetsu.lg.jp>